

第15回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成30年8月27日(月)午後2時00分より
於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

第15回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成30年8月27日(月) 14時00分
2. 閉会時間 平成30年8月27日(月) 14時26分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 17名
5. 欠席委員者の数 1名
6. 出席推進委員の数 3名
7. 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3号議案 非農地証明願について
 - 第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第5号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について

午後2時00分開始

議長

皆さんこんにちは、総会開会前に事務局より発言の申し出がっておりますので、発言を許します。

事務局

議長の許可を受けましたので、議案の訂正について、説明させていただきます。

議案集10ページ、第5号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）で、表の左側に記載しております番号の「No.6」を「No.5」に訂正をお願いします。訂正した議案を席上に配布させていただきますので、差替えをお願いします。以上で説明を終わります。

議長

それでは、只今より、第15回島原市農業委員会の総会を開催します。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集1ページに記載のとおりで、3件 6筆 4, 819平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は2ページに記載のとおりで、1件 1筆 1, 255平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑 2筆 224平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、27,568平方メートルで、農機具は、トラクター2台、耕運機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、兼業農家で24年の農作業歴があります。

花柴、ニッコウヒバを栽培し、通作距離は自宅より車で10分ということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地410平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の商業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は道路、南側及び西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について説明します。

2番の使用貸人は、・・・の・・・さん、使用借人は・・・の・・・さんで、申請地440平方メートルを借り受け、木造2階建貸家を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、周囲はすべて宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は溜桝を経由して水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について説明します。

3番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地59平方メートルを譲り受け、隣接する宅地と一体に木造2階建貸家を2棟建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び南側は宅地、東側及び西側は道路となっております。

切土造成し擁壁を設け、雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について説明します。

4番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は・・・の株式会社・・・・・・ 代表取締役・・・・・・
さんで、申請地1, 590平方メートルを譲り受け、宅地を6区画造成して分譲販売したいとの申請
です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・・

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路を挟んで農地、南側も道路を挟んで農地、西側は
宅地となっております。

盛土造成し擁壁を設け、雨水は自然流下し、側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について、
ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許
可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 非農地証明願いの1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和50年月日不詳から倉庫用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

現地調査員

第3号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側は申請人所有の農地、南側は農地、西側は申請人所有の宅地となっております。

現地を見ますと、倉庫用地として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、・・・番

(.....委員、.....委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集6ページから8ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	5件	10筆	8,788.00㎡
----------	----	-----	-----------

耕作権の再設定	10件	19筆	15,879.40㎡
---------	-----	-----	------------

合計	15件	29筆	24,667.40㎡
----	-----	-----	------------

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集9ページに記載のとおりで、3件4筆1,998.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案 農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

・・・番 …… 委員、・・・番 …… 委員の入場を求めます。

（…………… 委員、…………… 委員 入場）

・・・委員、・・・委員に関する案件も含め、承認することに決定しましたので報告します。

次に、第5号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

この議案は、本日の総会で先程承認をいただきました長崎県農業振興公社に貸借する分を含む5筆5,217平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

議案集の10ページをご覧ください。

1番から4番の農地の受け手は・・・の株式会社・・・代表取締役・・・さんで、貸借後の耕作面積は、25,756平方メートル、農機具はトラクター1台、トラック1台、人参収穫機1台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は4名で、主に野菜を作付されており、すべての許可要件を満たしております。

5番の農地の受け手は・・・の・・・さんで、貸借後の耕作面積は、14,918平方メートル、農機具はトラクター3台、トラック4台、動力噴霧機1台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は3名で、主に野菜を作付されており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第5号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定します。

以上で、第15回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第15回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時26分